

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

大学の管理運営について（申入）

日本学術会議は、大学の管理運営の重要性にかんがみ、本年4月第36回総会の議を経て「大学の管理制度の改善について」政府に勧告した。さらに、本年10月第37回総会は、前の勧告を重ねて確認するとともに、国立大学の人事に関する監督官庁のいわゆる拒否権、差戻権なるものは、本会議の勧告の精神にそむく全く不適当な構想であることを声明し、いずれも広く学界の全面的な支持を得た。

しかるに10月15日中央教育審議会が政府に対して行なつた中間報告は、この拒否権の問題についてのみならず、上記の勧告および声明の趣旨に反するものがある。このような中央教育審議会の中間報告のみに基づいて法制化をはかることは、大学の使命とする学術の研究と教育を遂行する上にうれべき結果をもたらすことになる。

そもそも、大学においては教育と研究が不可分であり、従つて大学の管理運営については、本会議が先にその制定を勧告した「科学研究基本法」の理念に基づき、科学者の自主性が十分に生かされなければならない。よつて本会議は次のことを政府に申し入れる。

1. 政府は、この問題に関して、日本学術会議、国立大学協会など科学者を民主的に代表する諸機関の意見を十分に尊重すべきである。
2. 現状においては法制化をはかるべきではない。

科学技術庁計画局長殿

日本学術会議事務局長

科学研究基本法の制定等について（伝達）

標記のことに關し、本会議第223回運営審議会の審議の結果下記の通り決定いたしましたので、これに關し格別の御考慮の上御措置願ひたく御連絡いたします。

記

本会議は、さきに政府に対し科学研究基本法の制定を勧告し、関連する法律・制度につき案をつくられる場合には、十分に本会議の意見を求められるよう申し入れた。

しかるにいまだその措置がとられていないのは極めて遺憾である。

目下、政府部内において「科学技術基本法」の制定など制度の改革が検討されている。これらは、本会議が制定を勧告している「科学研究基本法」の理念に沿つて、科学者自主性を尊重するものでなければならない。

したがつて、政府がこれらの法律の制定・制度の改革をはかるには、上記の「科学研究基本法」の理念をあらかじめ確立しておかなければならない。

とくに、科学者の総意を代表する機関である日本学術会議の使命と目的を正當に遂行しうよう位置づけるべきことはいふまでもない。